

2017年1月31日

日 本 銀 行

## 「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成29年1月30・31日の政策委員会・金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

### 記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。

6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。
13. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日決定）を別紙13のとおり一部改正すること。
14. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成28年4月28日決定）を別紙14のとおり一部改正すること。

15. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年4月28日決定）を別紙15のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴木・矢野（03-3277-2877）

「貸出支援基金運営基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~29~~30年7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 略(不変)

- 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

- 9. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えに  
かかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止  
する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }  
(2) } 略(不変)

(3) 貸付実行日

平成~~29~~30年6月30日までの別に定める日とする。

(4) }  
∫ } 略(不変)  
(6) }

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中  
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~29~~30年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける  
貸付対象先選定基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中  
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日までの別に定める日から実施し、平  
成~~30~~31年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための  
資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~29~~30年4月30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略（不変）

2. この基本要領は、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

3. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための  
資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部  
改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略（不変）
2. この基本要領は、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の  
適格性判定等に関する特則」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略（不変）

2. 本措置は、平成~~30~~31年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。